

標題

バラスト水管理条約が発効要件を満たした後の  
同条約に関する初回検査の実施について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-1086  
発行日 2016年9月8日

各位

先に発行しましたテクニカルインフォメーション No.TEC-1085にてお知らせしましたとおり、船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約(以下、「バラスト水管理条約」という)の発効要件が2016年9月8日に満たされたことから、本条約は2017年9月8日に発効致します。

バラスト水管理条約の発効後、条約適用船舶は、バラスト水排出基準を満足するバラスト水処理装置の搭載(バラスト水管理条約 D-2 規則)が順次要求されますが、バラスト水処理装置の搭載が要求される期日までは、バラスト水交換(バラスト水管理条約 D-1 規則)の適用が認められています。D-1 規則、D-2 規則のいずれの場合においても、バラスト水管理計画書が承認されていること、及びバラスト水記録簿が適切に保持・管理されていることが必要となります。

さらに、バラスト水管理条約では、同条約発効日以降、国際総トン数400トン以上の条約適用船舶に対し、国際バラスト水管理証書(以下、BWM 証書)の所持が要求されます。これに伴い、弊会では同条約の発効に先立ち、各主管庁からの代行権限のもとに、初回検査を実施のうえ BWM 証書を発行致します。

初回検査に先立ち、承認が必要となる図面及び資料は、以下のとおりです。提出図面のうち、既に承認済みのバラスト水管理計画書、船級承認図面として既にご提出頂いている図面は、当該図面が承認済みあるいは審査中に関わらず、再度ご提出頂く必要はありません。

### 1. 承認図面及び初回検査について

#### (1) バラスト水交換を実施する船舶(D-1 規則のみを適用する船舶)

##### (i) 承認図面及び資料

バラスト水管理計画書(計2部)を弊会機関部までご提出下さい。

##### (ii) 初回検査

バラスト水管理条約の初回検査の実施に当たりましては、検査担当支部・事務所にお申込み頂きますようお願いいたします。

承認されたバラスト水管理計画書が船上に保持されていること、及びバラスト水記録簿が適切に保持・管理されていることを確認致します。

(次頁に続く)

### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

- (2) バラスト水処理装置を使用したバラスト水処理を実施する船舶  
(D-1 及び D-2 規則を適用する船舶又は、D-2 規則のみを適用する船舶)
- (i) 承認図面及び資料  
以下の図面及び資料各 3 部を弊会機関部までご提出下さい。就航船において改造を実施する場合は、改造箇所を明記した図面をご提出下さい。なお、(M) 船上試験方案に関しましては、弊会の検査担当支部・事務所へご提出ください。
- (A) バラスト水管理システムの型式証明書の写し(IMO 決議 MEPC.174(58) "Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8) " (その後の改正を含む。)に従って旗国又は弊会が適当と認める機関が発行したもの)
  - (B) バラスト水処理装置図
  - (C) バラスト水処理装置配置図
  - (D) バラスト管系統図
  - (E) バラスト水サンプリング設備図(サンプリング設備の設置場所及び構造を明記したもの)
  - (F) 主電路(動力)系統図
  - (G) 制御及び計測系統図
  - (H) 電気機器配置図
  - (I) 電力調査表
  - (J) 短絡電流計算書
  - (K) 防爆機器一覧及び配置図(危険場所を有する船舶のみ)
  - (L) バラスト水管理計画書
  - (M) 船上試験方案(ご提出先:弊会の検査担当支部・事務所)
  - (N) その他弊会が必要と認めるもの
- (ii) 初回検査  
バラスト水管理条約の初回検査の実施に当たりましては、検査担当支部・事務所にお申込み頂きますようお願いいたします。  
次の事項の確認に加えて、承認されたバラスト水管理計画書が船上に保持されていること、及びバラスト水記録簿が適切に保持・管理されていることを確認致します。
- (A) バラスト水管理システム、バラスト水サンプリング設備、バラストポンプ及びバラスト管装置等が承認された図面に基づいて適切に設備されていること
  - (B) バラスト水管理システムが良好に作動すること(原則として、定格容量による注水及び排水を伴う運転試験を含むものとする)
  - (C) バラスト水の処理を実施するために必要な活性物質及び製剤等の消耗品が、適切な管理のもと、搭載されていること
  - (D) 搭載されているバラスト水管理システムが型式証明書と一致していること
  - (E) 活性物質及び製剤を使用するバラスト水管理システムにあっては、IMO 決議 MEPC.169(57) "Procedure for Approval of Ballast Water Management Systems that Make Use of Active Substances (G9) " (その後の改正を含む。)に適合する型式であること

(次頁に続く)

- (F) 制御装置及び監視装置の記録装置についてその作動確認、及びバラスト水管理記録装置を搭載する場合にあっては、当該記録に必要な数の消耗品があること
- (G) バラスト水処理により沈殿物等の副生成物を発生させるバラスト水処理装置にあっては、副生成物を格納するための専用の設備が設けられていること
- (H) その他弊会が必要と認める検査

(iii) 船上に保持する必要のある図書

下記の図書が船上に保持されていることを確認致します。

- (A) バラスト水管理システムの型式証明書の写し(IMO 決議 MEPC.174(58) "Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)" (その後の改正を含む。)に従って旗国又は弊会が適当と認める機関が発行したもの)
- (B) バラスト水管理システムの電気・電子機器に対して、上記 G8 に規定される環境試験が実施されたことを示す書類
- (C) バラスト水管理システムの主要構成機器に関する手引書
- (D) 個船に対するバラスト水管理システムの運用及び技術的手順書
- (E) 設置仕様
- (F) 設置及び試運転手順書
- (G) 初期校正手順書
- (H) その他弊会が必要と認める図書

2. バラスト水処理装置設置に関する鑑定書を所持している船舶について

(D-1 及び D-2 規則を適用する船舶又は、D-2 規則のみを適用している船舶)

既にバラスト水処理装置の搭載に関する鑑定書を有している船舶につきましては、初回検査を希望される場合、当該鑑定書の写しを添えて、初回検査の実施を検査担当支部・事務所に申込みをお願い致します。当該鑑定書を参考に初回検査を実施し、BWM 証書を発行致します。また、鑑定書に Note(鑑定書の下部又は裏面に記載)が付されている場合、改造等が必要となる場合がありますので、その場合には、別途弊会機関部へご連絡ください。

3. 船級符号 BWTS が付されている船舶について

船級符号 BWTS が付されている船舶につきましては、初回検査を希望される場合、初回検査の実施を検査担当支部・事務所に申込みをお願い致します。初回検査を実施し、BWM 証書を発行致します。図面審査は船級符号 BWTS 付与時に既に行われているため、原則必要ありませんが、当該符号の付与後に関連設備が改造されている場合は、初回検査に先立ち図面承認が必要となります。

(次頁に続く)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[一般的なご質問に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: [mcd@classnk.or.jp](mailto:mcd@classnk.or.jp)

[検査に関するお問い合わせ]

本部 管理センター別館 検査部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2027

Fax: 03-5226-2029

E-mail: [svd@classnk.or.jp](mailto:svd@classnk.or.jp)

[プラスチック処理装置の型式承認に関するお問い合わせ]

本部 管理センター別館 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: [eqd@classnk.or.jp](mailto:eqd@classnk.or.jp)